

くらしのニュース 2月号

2019年(平成31年)

NO.452

発行/苫小牧市市民生活部安全安心生活課 TEL0144-32-6306(直通)

平成31年1月25日発行

安全安心生活課消費生活情報ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/shohiseikatsu/seikatsubusshi/>

天皇陛下の退位に便乗した商法にご注意

- 天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には長時間に渡って勧誘された、断っているのに執拗に勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。
- 話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。
- 注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受け取り拒否しましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。
- 困ったときは、早めに苫小牧市消費者センター（TEL 33-6510）にご相談ください。

《消費者被害防止ネットワーク情報》 参考：国民生活センター ホームページ

平成31年度 苫小牧市消費経済調査員・北海道消費生活モニターの募集

- 内 容
 - 生活関連商品の価格と出回り状況の月例調査（50品目程度を店舗へ行き調査）
 - 購入した食料品などの量目調査（年3回/市消費経済調査員のみ）
 - 生鮮食品の原産地表示などの調査（年2回/道消費生活モニターのみ）
 - アンケートの回答（年1回程度）
- 対 象 日常的に商品を購入している市内在住の20歳以上の方（経験者も可）
- 任 期 平成31年4月1日～翌年3月31日（1年間）
- 募集人数 市消費経済調査員＝11名、道消費生活モニター＝6名（予定）
- 謝 礼 金 月額2,000円程度（道モニターは月額1,800円程度）
- 申込方法 直接または郵送（必着）、Eメールで下記の①～⑫を記入し、2月13日（水）までに
 - ①郵便番号・住所 ②氏名(ふりがな) ③生年月日・年齢
 - ④電話番号 ⑤家族構成(続柄・年齢) ⑥世帯主及び申込者の職業
 - ⑦各種モニター経験の有無(あれば名称)
 - ⑧消費者団体等の所属(あれば具体的に) ⑨応募理由
 - ⑩希望があれば職種(市調査員または道モニターの希望があれば記入、ただし希望にそえない場合があります) ⑪利用している大型店や小売店の名称 ⑫自家用車運転の可否
- 申 込 先 〒053-0021 苫小牧市若草町3丁目3番8号 市民活動センター内
 苫小牧市安全安心生活課
 TEL 32-6306
 Eメール anzen@city.tomakomai.hokkaido.jp



消費生活相談状況 <苫小牧市消費者センター>

平成30年12月 109件 (前月 112件 / 前年同月 144件)

相談分類25項目中 上位3分類	相談件数				当月の主な内容
	当月	累計	前年同月	前年累計	
運輸・通信サービス	24	200	35	293	デジタルコンテンツ11 固定電話2 光回線2 セキュリティソフト2 ほか7件
教養娯楽品	11	66	3	51	スマートフォン2 パソコン1 新聞1 接着剤1 書籍1 会計ソフト1 ほか4件
食 料 品	8	51	9	58	健康食品2 オレンジジュース1 乳製品1 缶コーヒー1 おせち料理1 ほか2件